

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料は2年ごとの改定を行うこととなっており、今年度は、前年度と同じ保険料率になっています。

なお、被保険者均等割額の軽減について、制度の見直しや政令改正により、改定しています。

保険料 =



【所得割額】

被保険者が所得に応じて負担します。

$\frac{\text{（前年中の総所得金額等} - 33\text{万円）}}{\text{所得割率}10.34\%}$

\times 所得割率10.34%



【均等割額】

被保険者全員が同額を負担します。

52,913円

※保険料の上限は年額62万円です。

後期高齢者医療制度保険料軽減制度のご案内

一定所得以下の方や被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、今年度は次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入の場合80万円以下）の場合	8割軽減
世帯主とその世帯の被保険者全員の所得金額の合計が33万円以下の場合	8.5割軽減
33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下の場合	5割軽減
33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下の場合	2割軽減

※今年度は、9割軽減を8割軽減へと改定しています。

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者となっていた方が対象となります。

なお、均等割額が軽減される期間は、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間です。

ただし、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の割合で軽減されます。

均等割額	所得割額
5割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年)	負担なし

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

